

## 那覇市公園愛護会実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市と市民が協働して公園等に対する愛護意識の高揚及び環境美化を図るため、市民が公園等の愛護団体を結成して行う環境美化活動とその支援等について必要な事項を定めるものとする。

### (愛護会活動)

第2条 愛護会(公園等の愛護団体で、第5条の規定により市と協議し合意書を交わした団体をいう。)は、公園等において次に掲げる活動を行う。

- (1) 空き缶やごみ等の収集、除草、清掃
- (2) 植栽の企画提案及び実施
- (3) 公園施設の破壊等に関する情報の提供
- (4) その他公園等の愛護活動に関し必要なこと。

### (募集)

第3条 市長は、本市が発行する広報紙等により愛護会となることを希望する団体を募集する。

### (申込み)

第4条 愛護会になることを希望する団体は、愛護会申込書(第1号様式)に公園愛護会名簿(第2号様式)を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の団体は、原則5人以上の者で構成するものとし、その代表者は成人でなければならない。

### (協議)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあった場合に、その申込みの内容が所定の要件を備えているものと認めるときは、当該申込みに係る団体と次に掲げる事項について協議を行い、協議が調ったときは合意書(第3号様式)を交わすものとする。

- (1) 活動の場所について
- (2) 活動の内容について
- (3) 活動の時期及び頻度について
- (4) 市の提供する清掃用具等について
- (5) その他公園等の愛護活動として必要なこと。

### (活動の促進)

第6条 市長は、前条の規定により交わした合意書における合意事項を愛護会が履行しないとき、または、履行が不十分と認められるときは、その履行を促進するものとする。

(活動支援)

第7条 市長は、愛護会活動に対し次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1) 次の物品等の支給

ア ごみ袋

イ 清掃等に必要用具類

ウ 草花苗等

(2) 愛護会名を記した表示板の設置

(3) 損害及び賠償責任等の損害保険への加入(費用の負担)

(報告)

第8条 愛護会は、市長に対し、愛護会活動報告書(第4号様式)により定期的に活動報告を行うものとする。

(報奨金)

第9条 市長は、前条の規定による活動報告書を精査し、必要と認める場合は報奨金として月3,000円を交付することができる。

(表彰)

第10条 市長は、愛護会活動が特に優れていると認められる団体を表彰することができる。

(変更届)

第11条 愛護会の代表者、構成員等、団体の構成に変更が生じたときは、愛護会変更届(第6号様式)により市長に届出なければならない。

(愛護会の解消)

第12条 愛護会がその活動を止め、愛護会を解消しようとするときは、愛護会解消届(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(庶務)

第13条 この要綱に関する庶務は建設管理部公園管理室において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。